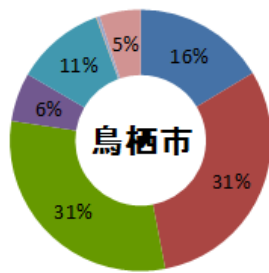
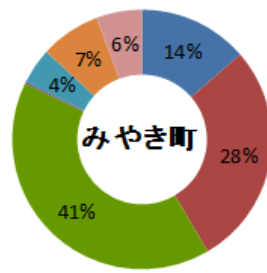


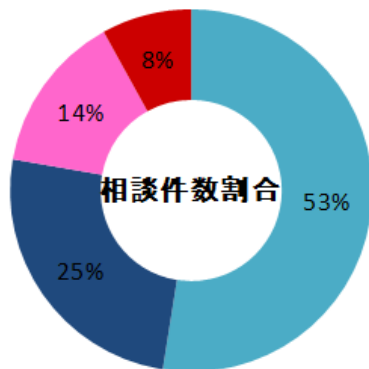
## 平成25年度の相談件数(年間)



| 鳥栖市  |       |
|------|-------|
| 身体   | 974   |
| 知的   | 1,818 |
| 精神   | 1,806 |
| 発達障害 | 359   |
| 難病   | 655   |
| 重心   | 5     |
| 高次脳  | 23    |
| 手帳なし | 302   |
| 合計   | 5,942 |

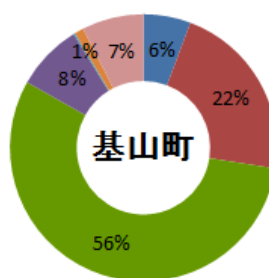


| みやき町 |       |
|------|-------|
| 身体   | 390   |
| 知的   | 797   |
| 精神   | 1,158 |
| 発達障害 | 8     |
| 難病   | 126   |
| 重心   | 214   |
| 高次脳  | 0     |
| 手帳なし | 163   |
| 合計   | 2,856 |

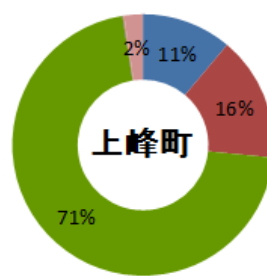


■ 鳥栖市  
■ みやき町  
■ 基山町  
■ 上峰町

| 総相談件数 |        |
|-------|--------|
| 鳥栖市   | 5,942  |
| みやき町  | 2,856  |
| 基山町   | 1,608  |
| 上峰町   | 908    |
| 合計    | 11,314 |



| 基山町  |       |
|------|-------|
| 身体   | 92    |
| 知的   | 350   |
| 精神   | 895   |
| 発達障害 | 130   |
| 難病   | 3     |
| 重心   | 18    |
| 高次脳  | 0     |
| 手帳なし | 120   |
| 合計   | 1,608 |



| 上峰町  |     |
|------|-----|
| 身体   | 101 |
| 知的   | 140 |
| 精神   | 644 |
| 発達障害 | 1   |
| 難病   | 0   |
| 重心   | 1   |
| 高次脳  | 0   |
| 手帳なし | 21  |
| 合計   | 908 |

### ※編集後記※

初夏の風に肌も汗ばむ頃がいよいよやってきましたが、その前にあの嫌な梅雨の時期がきますね。体調には十分に気をつけて下さい。今月号より編集を担当させていただきます4月よりキャッチでお世話になっております久木原一美と申します。皆様方にはこれから色々ご迷惑をお掛けすることがありますが、何卒宜しくお願い申し上げます。またこのキャッチ通信、今後様々な情報が提供できるよう皆様のお知恵をお借りしながらより良いものに出来ればと思います。(原稿依頼の際は特にお願いたします。)

※ご意見、ご感想などございましたら是非お知らせ下さい。

合掌

○鳥栖市・みやき町・基山町・上峰町にお住まいの、障がいがある方・家族・支援者からの相談をお受けします。

障がいの種別、手帳の有無は問いません。相談は無料です。

<相談窓口開設時間>

9:00~18:00 (月~金)

9:00~17:00 (土)

・上記時間帯以外でもご相談をお受け致します。

事前にご連絡ください。

特定非営利活動法人 総合相談支援センターキャッチ

住所: 佐賀県鳥栖市宿町 1041-3

電話: 0942-87-8956 FAX: 0942-85-9003

Mail: so-sodan@tosumiyaki-sodan.or.jp



虐待を見た、  
虐待を受けたと思っている方はご一報ください。  
鳥栖・三養基地区  
障がい者虐待防止センター  
TEL.0942-85-8900

## “ いま、地域社会が問われています ”

総合相談支援センター キャッチ

所長 高尾 一弘

今年も早いもので5月が過ぎようとしています。

最近の障がい福祉に関する新聞記事に関心を向けてみると当事者の社会参加や地域での生活に関する記事が多く目に付きます。

6年半前に佐賀市で発生した「安永さん事件（取り押さえ死亡事故）」について、メディア等で大きく報道されたことは、まだ記憶に新しいことだと思います。

この事件に関し佐賀地裁は刑事訴訟に引き続き民事訴訟においても県警側の主張をほぼ全面的に認め、取り押さえ行為は適法だったとし、遺族の主張をすべて退ける誠に残念な判決（平成26年2月28日）を出しました。

国は、国際権利条約を批准、障がい福祉に関する国内法の整備に力を注いできました。平成18年10月施行された障害者自立支援法によって障がい者の社会参加が助長され、施設や病院から地域へと福祉の流れが加速しています。また平成25年4月施行された障害者総合支援法では、「人としての尊厳」が重要視され、地域では障がい者理解の啓発や誰もが安心して暮らせる街づくりが推進され、障害者差別禁止法の施行が平成28年に迫った今、障がい者に対する「社会の在り方」がますます問われる時代となっています。そんな中、今回の「安永さん事件」の判決が社会に投げかけた問題は極めて大きいと感じます。

県内では、佐賀県立太良高校で不登校経験者や発達障がいのある生徒の受け入れを始め、その第一期生が三月に卒業、育んだ夢を目指して新たな第一歩を踏み出しました。

また罪を犯した障がい者や高齢者の社会復帰では、県内の地域定着支援センターとの連携で「生きる保証」を地域に担保する取り組みも進んでいます。

平成27年4月からは、地域で生きるために欠かせない障がい福祉サービスを受ける上でサービス利用計画書の作成が必須となりますが、計画を作成する指定事業所や相談支援専門員の数も少なく地域の体制作りが大幅に立ち遅れているのが現状です。このままだと当事者がサービスを受けられない等の不利益を生じる可能性がある関係者は危惧しているところです。

障がい児者が地域で受ける教育や生きるための支えの仕組みはいまだ道半ばであり、地域づくりといえば、近年動き始めたばかりです。

現在の未成熟な社会が、個々の様々な違いを認め、包み込むような寛容さと温かみのある地域に変貌するためには、これから長い時間と地域住民の皆さんの理解と協力が不可欠だと考えます。





## 「サービス等利用計画」をご存知ですか？



サービス等利用計画とは、障害がある方の生活がより良く、より快適に過ごすことができるよう、生活していくときに必要となる様々なサービスを上手く活用してもらうために作成する計画書のことです。これは平成24年度から始まったものですが、平成26年度末までにはサービス利用をしている方全員に作成が必要となっています。

サービス等利用計画を作成することで、市町福祉課がサービスの支給決定を行なう時の参考になり、あなたの生活を支えてくれている支援者が共通の目標をもち、将来の希望する生活を実現していくことが可能となります。

あなたの現在の生活、将来の希望を応援するための「**応援団**」を結成していくものと考えてもらえると嬉しいです。

サービス等利用計画が「**応援団長**」となり支援の方向性を定めていくこととなります。そのためには家族、サービス提供事業所、行政、教育機関、医療機関、地域の支援者等で構成される「**応援団**」と一緒に話合いを行なっていきます。そしてその方向性に沿ってチーム一丸となり精一杯の「**応援（支援）**」をしていくこととなります。

「あなたの応援団」を結成するためには、市町福祉課に足を運んでもらい申請を行なってもらわなければなりません。そのうえで応援団長となる相談支援事業所を選んでもらい、生活の様子聞き取り、将来の生活に対する思いなどを聞かせて頂くこととなります。それを計画案として書類にまとめ、市町福祉課に提出し支給決定を受けることとなります。その後、計画書の作成、定期的な見直し等を行ない、より快適に過ごせるよう計画の変更等を進めていきます。

申請にあたっては、各市町役場から順次案内が送られているようですので、しばらくお待ち下さい。

応援団長となる相談支援事業所は、下記の通りです（H26.6/1 現在）。

\*若楠療育園

鳥栖市弥生が丘 2-134

TEL : 0942-83-1228

\*infinity (インフィニティ)

鳥栖市村田町 30-1 サンライズ中島 B-1

TEL : 0942-50-8261

\*キャッチ

鳥栖市宿町 1041-3

TEL : 0942-87-8956

\*プラスワン

鳥栖市原町 1314-17

TEL : 0942-85-9381



# 鳥栖・三養基地域(佐賀県東部圏域)の事業所紹介



NPO 法人 あげぼのセンター  
(就労継続支援B型事業所)

〒841-0038 鳥栖市古野町676-2  
TEL・FAX 0942-84-0706

当事業所は、鳥栖・三養基地域精神障害者家族会（あげぼの会）が、平成7年「あげぼの作業所」として立ち上げ、その後の変遷を経て平成22年4月からは就労継続支援B型事業所として指定を受け、主に精神障害者を支援しています。

利用者は鳥栖市内の方が8割、2割がみやき町、基山町の方で、月曜から金曜まで、毎日15人～20の方が通所（送迎なし）されています。作業内容は、「化粧袋の紐通し」や「箱折り」など簡単な作業です。

現在、登録者数は30数人と多いですが、まだ受け入れできますので、利用を希望される方は、一度訪ねてみてください。



## さんかく

児童発達支援・放課後等デイサービス  
定員 10名



NPO 法人しょうがい生活支援の会すみか  
〒849-0111  
佐賀県三養基郡みやき町白壁 4312-25  
TEL0942-80-2304 FAX0942-80-2305  
sankaku@npo-sumika.jp

平成26年4月1日よりみやき町に多機能事業所さんかくをスタートしました。一人ひとりの特性に合わせて‘出来ることを少しずつ’を合言葉に住み慣れた地域で育ち暮らしていくことを支援します。

### \* 放課後等デイサービス \*

【平日・長期休暇中】

- ・対象児：就学児
- ・開所時間：月～金曜日（祝日除く）  
14：00～17：00
- ※長期休暇中は9：00～17：00  
（18：00まで延長利用可）
- ・学校～さんかくまでタクシーで送迎を行います。

【土曜日】

- ・グループでの療育活動  
たけのご教室：小学生（午前）  
ピースくらぶ：中学生、高校生（午後）
- ・開所時間 9：00～13：00  
13：00～17：00

### \* 児童発達支援 \*

- ・マンツーマンで個別指導（45分）  
→お子さんにスタッフがマンツーマンについて、個別支援計画に基づいた療育をおこないます。
- ・親子で育つ  
→親子でゆっくり過ごすことができ、他に通園されている皆様との交流にもご利用いただけます。
- ・対象児：未就学児
- ・開所時間：月～金曜日（祝日除く）  
9：00～14：00



☆お会いできるのを楽しみにしています☆